

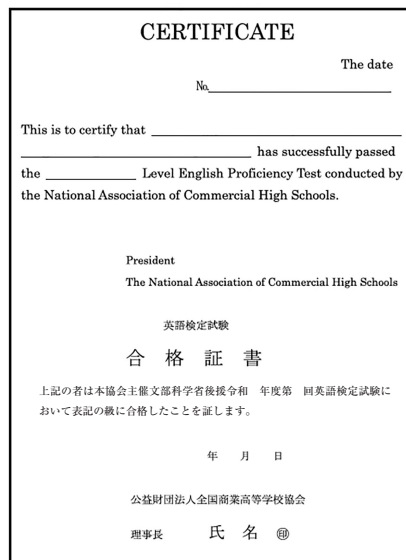
公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

英語検定試験規則

(昭和 49 年 5 月, 50 年 5 月, 54 年 5 月, 55 年 7 月, 平成 4 年 5 月, 5 年 5 月, 13 年 1 月, 14 年 5 月, 21 年 2 月, 26 年 2 月, 27 年 2 月, 28 年 5 月, 令和 2 年 11 月, 6 年 2 月改定, 令和 6 年 4 月施行)

- 第 1 条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、英語の知識および技能を検定する。
第 2 条 検定は筆記試験によって行う。
第 3 条 検定は第 1 級、第 2 級および第 3 級の 3 種とする。
第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
第 5 条 検定試験は年 2 回実施する。
第 6 条 検定試験の出題範囲は別に定める。
第 7 条 各級とも 100 点満点とし、第 1 級は 70 点以上、第 2、3 級は 60 点以上の成績を得たものを合格とする。
第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
第 9 条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式



- 第 10 条 検定試験受験志願者は、所定の申込手続きを行い、受験料を本協会に納めなければならない。
第 11 条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

英語検定試験施行細則

- 第 1 条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
第 2 条 試験規則第 5 条による試験日は、毎年 9 月の第 2 日曜日（ただし、第 2 日曜日が 13 日以降の場合は第 1 日曜日）および 12 月の第 3 日曜日とする。
第 3 条 検定は各級とも 100 点満点とし、制限時間は第 1 級は 90 分、第 2 級は 80 分、第 3 級は 60 分とする。
第 4 条 受験料は次のように定める。（消費税を含む）
第 1 級・第 2 級 1,300 円
第 3 級 1,200 円

- 第5条 検定試験規則第6条による各級の程度、領域および内容は次のとおりとする。
- 試験は学習指導要領に準拠し現代の標準英語につき、読む、書く、ならびに聞く・話す、の3領域にわたり行う。
- 読むことについて
- 第1級 ビジネス英語を含む高度の文の内容を理解することができる。
 - 第2級 200語程度よりなるやや高度の文の内容を理解することができる。
 - 第3級 150語程度よりなる文の内容を理解することができる。
- 書くことについて
- 第1級 高度の語句およびビジネス英語を含むやや長い文などが正しく書ける。
 - 第2級 やや高度の語句および文が正しく書ける。
 - 第3級 基礎的な語句および文が正しく書ける。
- 聞く・話すことについて
- 第1級 やや長い対話文などを聞いて、内容を理解し、質問に答えることができる。
会話のやりとりができる。
 - 第2級 平易な対話文などを聞いて、大意を理解し、簡単な質問に答えることができる。
簡単な会話のやりとりができる。
 - 第3級 基礎的な文を聞きとったり、言い表したりすることができる。
- 以上各領域における程度はおおよそ次の通りである。
- 第1級 高3
 - 第2級 高2, 高3
 - 第3級 高1, 高2
- 第6条 語いの範囲は英語検定単語級別語い表に定める。
(第1級 2,650語, 第2級 2,150語, 第3級 1,600語)
- 第7条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第8条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。